東近江市規則第１３号

東近江市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２４年３月３０日

東近江市長

東近江市立幼稚園規則の一部を改正する規則

東近江市立幼稚園規則（平成２０年東近江市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条の表東近江市立玉緒幼稚園の項中「１６０人」を「１４０人」に改め、同表東近江市立八日市寺幼稚園の項中「８０人」を「７０人」に改め、同表東近江市立八日市野幼稚園の項中「１６０人」を「１４０人」に改め、同表東近江市立八日市幼稚園の項中「１６０人」を「１４０人」に改め、同表東近江市立建部幼稚園の項中「１６０人」を「１４０人」に改め、同表東近江市立中野幼稚園の項中「２４０人」を「２１０人」に改め、同表東近江市立市辺幼稚園の項中「８０人」を「７０人」に改め、同表東近江市立平田幼稚園の項中「１６０人」を「１４０人」に改め、同表東近江市立愛東南幼稚園の項中「１４０人」を「１０５人」に改め、同表東近江市立湖東第一幼稚園の項中「８０人」を「７０人」に改め、同表東近江市立湖東第三幼稚園の項中「８０人」を「７０人」に改める。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。